

◆日本共産党の見解を紹介します。
<http://toride.jcpweb.net>
 メール jcp.toride@blue.ocn.ne.jp
 ◆ご意見、ご要望をお寄せください。

明るい取手

2013年2月10日(日)
 発行:日本共産党取手市委員会
 取手市井野3-19-6 TEL.72-7816

生活のお困りごとなどお気軽にご相談を

- 高木晶市委員長/TEL:74-2004
- 加増みつ子市議/TEL:74-8154
- 遠山ちえ子市議/TEL:83-8290
- 鈴木きよし市議/TEL:74-8160
- 関戸 勇市議/TEL:78-0500

取手駅前・西口開発 入札・落札も不透明…。出来レースでは、の声も…。

住民不在で、箱ものへ税金を次々と投入へ

入札やり直すも、応札した業者は1事業者

5億90万円
 「自転車駐車場」建設工事
 落札率100%、業者と契約へ

昨年11月29日実施した「自転車駐車場」建設工事一般競争入札は、予定価格を大幅に上回る応札により不調となりました。市長は、昨年12月議会の会期を延長し、急ぎよ、予定価格をつりあげる「増額補正予算」を組み、今年1月30日再入札を実施。再入札で応札した事業者は1事業者のみ、落札率100%の5億90万円で浅沼・赤塚特定建設工事共同企業体が落札。2月7日に臨時市議会を開催、議会で議決を経て落札者との正式契約へ。

(仮称) 取手駅西口自転車駐車場新築工事

一般競争入札

入札が不調となり、予定価格を6290万円増額し再入札

入札参加業者名	入札結果 (昨年11月29日)		再入札結果 (1月30日)	
	入札金額	再入札結果 (1月30日)	入札金額	再入札結果 (1月30日)
A	辞退	辞退	辞退	辞退
B	失格 (予定価格を超過)	5億90万円	5億90万円	5億90万円
C	辞退	辞退	辞退	辞退
	入札不調		B業者が落札	

A: 小川・コウキ特定建設工事共同共同体
 B: 浅沼・赤塚特定建設工事共同共同体
 C: 鉄建・菊池植木特定建設工事共同共同体
 金額は消費税含まず

「ウェルネスプラザ」実施設計
 業務委託 (予算1億円) 契約へ

「公募型プロポーザル方式」

最適業者選定の
 審査委員は
 副市長と市職員

「ウェルネスプラザ」計画についてのパブリックコメントに83%の反対意見が寄せられました。しかし、市長は「取手市パブリックコメント実施要綱」を捻じ曲げ、世間では全く通用しない「パブリックコメントは、賛否を問うものではない」と開き直り、市民の多数が反対する同事業を強行しています。

同事業の設計業務委託は、「公募型プロポーザル方式」で実施。昨年11月12日に公告し、12月14日まで事業への参加を受付。8組(16社)の設計企業体から寄せられた事業提案書を審査。審査委員会は、1月25日最適業者(業務委託契約予定者)に「山下・根本設計共同企業体」を決定したことを公表しました。

今回採用した「公募型プロポーザル方式」での委託業務を決定する常設型の要綱は取手市になく、審査委員会も急ぎよ今年1月1日に設置したものです。

*「公募型プロポーザル方式」とは、

事業者から技術提案書提出を受け、庁内に設置された審査委員会(委員長は副市長、その他委員は担当部課長ら、取手市部長で構成)で最適業者を選定し、委託契約を行う制度。一般競争入札とは異なり、発注者(取手市)の意向が強く左右するなかで事業者選定が決まる「プロポーザル方式」は、「公正性・透明性及び競争性の向上に資する」ことを旨とする公共事業の在り方から見て大変疑問です。

税金申告 年金400万円以下「申告不要」って本当?
 —記事は裏面に—

一人で悩まずに お電話を
 生活相談・労働相談/弁護士無料法律相談
 TEL.72-7816

福島県浪江町へ「行政視察」

日本共産党取手市議団

2月4日、日本共産党取手市議団(加増充子・遠山智恵子・鈴木潔・関戸勇)は雪がちらつく中、二本松市の工業団地の一角にある浪江町役場を訪問。町役場内で町の「健康管理事業」の説明を受けました。浪江町からは、町議会議長、事務局長、健康保健課長、他職員1名が出席。和やかな中にも深刻な被害と対応などについて懇談。その概要について紹介します。

■地震と原発事故被害の状況

- 2011年3月11日に起きた地震で、巨大な津波が町を襲い多くの家屋が流失、184名の死者。その後、原発事故による放射能の危険が迫り避難命令が出され津島地区に8,000名が避難した。しかし津島地区は原発から30キロ離れていたが情報が入らず、浪江の中心よりさらに高い放射能が降り注いでいた。
- 浪江町は直後に全域避難地域となり、2万1千人の人口の内、現在もなお、二本松市や福島市など県内に1万4千人、県外に7千人が避難している。
- 3月12日以後、町民の多くが転居を繰り返すなど苦勞する中、高齢者をはじめ健康を損なう町民が多く出て対応に追われた。又、浪江町の庁舎も4回に渡り移動し、現在の場所で行政としての業務を進めてきた。

■浪江町民を対象にした健康に関する主な取り組み

多くの町民は津島地区への避難をはじめ、高濃度の被ばくを受けた。ホールボディカウンターを購入し18歳以下を対象に町独自で検査。「健康手帳」(被ばく手帳)を配布し、継続的な健康検査などを実施。放射性ヨウ素131(半減期8日)の内部被ばくの関係からも「甲状腺」について詳細な検査を継続中。将来、被ばくによる健康障害が起きた場合に国や東電への賠償問題等からも、被ばくによる障害で医療費などの費用が町民の負担とならないよう、継続的な健康調査を町として続けている。

■町議会の取り組み

大地震と津波、原発事故による放射能対策など、議会は、町と一体となりとりくんできた。関係方面との折衝や、国や厚生省への要請などについても、日常業務に忙殺される行政に代わって、町議会全員が積極的に動いてきた。

 予定時間はあっという間に過ぎ、課題の深刻さ、そして行政が町民のために全力をあげていることを感じました。議長からは、「浪江町を見てほしい」との要望もありました。今回は行政を中心とした視察でしたが、現地視察にも行かなくてはと…。今後の取手市の放射能汚染対策など、大いに生かすべきと感じる今回の視察でした。



浪江町役場

税金申告 年金 400 万円以下「申告不要」って本当？

税金申告の季節です。そんな中、国は昨年の所得税の確定申告から年金などが年 400 万円以下で、給与などその他の所得が年 20 万円以下の場合は「申告する必要がない」ことにしました。対象者は年金生活者の 7 割をこえます。そのうえ、今年から申告書も送られてこないところもあります。「これで申告しなくて助かった」と思っている人はいませんか。そう思って、申告しないと税金が多く天引き（源泉徴収）されたまま、思わぬ不利益になることがあります。



【表 1】

源泉徴収額（年金から天引き）の
計算式

源泉徴収額

$$= (\text{公的年金等の支給額} - \text{控除額}) \times 5\%$$

【問】 年金額が 400 万円以下の場合、申告しなくていいと税務署から言われました。どうすればいいのですか。

【答】 2011 年分の申告から年金額が 400 万円以下で、かつ給与など年金以外の所得が 20 万円以下の場合は、所得税の確定申告が不要となりました。住民税は対象になっていません。しかし、税金は、本人の申告にもとづいて決まります。自主申告は国民の権利です。

【問】 申告しないと不利益になると聞きましたが。

【答】 年金は、上記表 1 のような計算式で税金が天引き（源泉徴収）されます。しかし、医療費などの控除がされていないのでそのままでは税金が高いままになります。

また、昨年 11 月に年金事務所から扶養親族等申告書が送られてきていますが、申告書を出していない場合、扶養親族の控除もされないまま税金が天引きされています。

【問】 申告をしないと、不利益になる場合とはどんな場合か、もっと詳しく教えてください。

【答】 右記の 8 つの場合があります。主に①医療費や扶養などの控除のつけ忘れがある場合、②住民税の申告をしないと暮らしに役立つ制度を活用するための非課税証明がとれない、③昨年 11 月に扶養親族等申告書を提出していない、記載漏れがある場合、確定申告をすれば税金が確定・還付されます。

▼こんな場合、税金がかえってきたり、役立つことがあります。

- ①国保税（料）介護保険料などの支払いがある
- ②生命保険料、地震保険料、個人年金保険料の支払いがある
- ③災害（東日本大震災など）盗難などにより損害がある
- ④医療費の支払いが 10 万円か所得の 5 %をこえる
- ⑤住宅ローンなど所得税額の特別控除がある
- ⑥年の途中で扶養親族が増えたり、つけかえが必要
- ⑦扶養親族等申告書を提出していない記載漏れがある
- ⑧くらしの役立つ制度の活用に必要な非課税証明が必要

【問】 国はなぜ「申告は必要ない」としたのでしょうか。

【答】 国は、その理由を「申告手続きの軽減」と「給与所得者の申告手続きとのバランス」をあげています。給与所得者は、源泉徴収制度で給与から税金が天引きされています。源泉徴収制度にすることで、税収の引き上げを狙っています。



申告した人の声を紹介

A さん（男、85 歳）の年金は 198 万円です。最近、400 万円以下は申告しなくていいということになっていますが、申告しないと A さんの場合は所得税の還付が受けられません。A さんは毎年、扶養をつけて申告し、所得税を取り戻しています。また、申告することで非課税世帯になるため、介護度 3 の A さんはおむつ券の支給も受けられるようになります。生活と健康を守る会では暮らしに役立つ制度を利用するためにみんなが申告します。（B 子さん記）

注／本記事は、全国生活と健康を守る会連合会の機関誌「生活と健康を守る新聞」2013 年 1 月 27 日付／第 2149 号を元に編集したものです。

南相馬市を訪ねて

1 月 20 日、私は男 4 人で南相馬へ向かった。

友人が被災した自宅を改築したのでそのお祝いのかねて、山の仲間が集まるとういうことになり車を走らせることになった。

いわき市からは国道 6 号線を北上出来ないの、高速道で郡山、福島方面を経由することに。途中、南相馬市の山中で、放射線量の計測値は 0.8 ~ 1.0 $\mu\text{Sv/h}$ に達し、1 時間以上も高い線量にさらされた。市街地に入ると値は 0.13 $\mu\text{Sv/h}$ に下がり、少し胸をなでおろした。

街の繁華街を車で進んで行くと、銀行、郵便局、中学校、食堂など店の看板、飾り、置物も有り、街のたたずまいとなんら変わらない風景。しかし、犬も猫も人ひとりとして、生活してはいない。まさにゴーストタウンである。そこからは生きる物の、日常、耳にする物音は聞こえてこない。数台の車だけが往きかうだけ。それも放射能汚染指定（危険）制限区域から数日前に解除されたからであった。

私達は、南相馬からさらに南へ。6 号線を使って浪江まで。車窓に映し出された悲惨な情景にあ然と目をみはった。高台の家と松林以外の平地は、海岸へと見渡す限り荒地に変わり果て、骨組みだけが残ったいくつかの

民家や工場。ほとんどは跡形も無く破壊され、無残にもさらけ出していた。もうすぐ 2 年になるろうとしているのに。

旅行の一番の目的は家を改築した友人宅のお祝いだ。被災後に初めて登山仲間が一堂に会した。奇跡的にだだっぴろい平地に残った 1 軒だけの友人の家。友人は大工さんをはじめ、仲間の支援と励ましに力づけられ、悩んだすえに改築を決心したという。

友人の奥さんや山の仲間は、口ぐちに、「原発の繁栄はひとこまにすぎない。いったん事故を起こすと、放射能汚染を受ける『負の遺産』は計り知れない」と語った。

原発ゼロ、被災地復興の運動、

その道のりは遠い。だが、南相馬の人々は明るく力強く踏み出している、がんばっていると感じた。

この体験をみなさんに伝えたいと「明るい取手」に投稿しました。（下高井在住の K さん）

